

2020(令和2)年度 大阪大学大学院高等司法研究科 (法科大学院) 学生募集要項

●募集人員

研究科名	専攻名	コース名	募集人員			選抜区分
高等司法研究科	法務専攻	法学未修者コース (3年制)	80人	25人程度	10人程度	特別選抜(社会人等)
		法学既修者コース (2年制)			5人程度	特別選抜(グローバル法曹)
				55人程度	10人程度	一般選抜
					45人程度	
					10人程度	特別選抜(法学部3年次生)

●大阪大学大学院高等司法研究科の課程、修業年限等

本研究科の課程は、専門職学位課程（法科大学院の課程）とし、標準修業年限を3年とします。修了者には、「法務博士（専門職）」の学位を授与します。

なお、法学既修者コースは、修業年限を2年とします。

●教育目標

大阪大学の教育目標を受けた、専門職大学院としての本研究科の教育の理念及び目標は、「新時代を担う真の Legal Professionals の育成」です。多様なバックグラウンドを有する学生を多数受け入れ、高度の法的知識・能力、幅広い教養、豊かな人間性、厳格な職業倫理を兼ね備え、かつ、ひとりひとりの国民がそれぞれに社会的責任を持った主体として自由で公正な社会の構築に参画することが求められる社会に貢献する法曹を養成することを目指しています。そのため、以下の重層的な目的を掲げています。

- (1) 法科大学院は、法曹養成教育プロセスの第一段階ですので、①将来の法曹としての実務に必要な基本的な法知識及び技能を確実に修得させること、②その基本・基盤にたって、理論的かつ実践的な応用能力を身につけさせることを目指します。
- (2) 人間や社会のあり方に関する幅広い問題関心を持ち、複眼的思考と深い洞察力をもって既存の法律知識を批判的に検討しながら、発展させていく創造的な思考力、同時に豊かな人間性と高い倫理性を有する総合的・全人格的な能力の涵養を目指します。
- (3) 商都大阪という立地から、国際関係を含めたビジネス法に重点を置いた教育を実施し、地域社会に貢献・寄与できる法曹を養成することを目指します。

●法科大学院が求める学生像（アドミッション・ポリシー）

大阪大学のアドミッション・ポリシーのもとに、高等司法研究科では、次の学生を求めます。

- 1 法学以外の専門的知識を十分に修得し、または、社会において多様な知識を獲得し、経験を積んでおり、自らが設定する課題を探求しようとする強い意欲と、厳格な成績評価・修了認定に耐えるだけの努力をする能力を備え、かつ、柔軟な発想のもとに「考える」という論理的プロセスを受け入れることができ、国際化による変化に対応しうる能力を有する学生
- 2 法学の基礎的な学識を既に修得しており、自らが設定する課題を探求しようとする強い意欲と、厳格な成績評価・修了認定に耐えるだけの努力をする能力を備え、かつ、柔軟な発想のもとに「考える」という論理的プロセスを受け入れることができ、国際化による変化に対応しうる能力を有する学生

目 次

1. 特別選抜（社会人等）について	3
1-1. 出願資格	3
1-2. 出願資格事前審査	3
1-3. 障がい等による配慮を希望する方について	4
1-4. 出願期間及び提出書類	4
1-5. 入学者選抜実施要領	5
1-6. 合格者発表	6
2. 特別選抜（グローバル法曹）について	7
2-1. 出願資格	7
2-2. 出願資格事前審査	8
2-3. 障がい等による配慮を希望する方について	8
2-4. 出願期間及び提出書類	8
2-5. 入学者選抜実施要領	10
2-6. 合格者発表	11
3. 一般選抜について	12
3-1. 出願資格	12
3-2. 出願資格事前審査	13
3-3. 障がい等による配慮を希望する方について	13
3-4. 出願期間および提出書類	13
3-5. 法学既修者コースについて（および法学未修者コースとの併願について）	15
3-6. 入学者選抜試験実施要領	15
3-7. 合格者発表	16
4. 特別選抜（法学部3年次生）について	17
4-1. 出願資格	17
4-2. 障がい等による配慮を希望する方について	18
4-3. 出願期間および提出書類	18
4-4. 入学者選抜試験実施要領	19
4-5. 合格者発表	20
4-6. 既修者科目認定試験（行政法、民事訴訟法、刑事訴訟法）について	20
5. 入学手続等	21
6. 入試情報（個人成績等）の開示	21
7. 注意事項	22

1. 特別選抜（社会人等）について

1-1. 出願資格

出願時において次の各号のいずれかに該当する者で、かつ、社会人又は他学部（他学科）卒業者*であるもの

*ここにいう「社会人」とは入学時点において官公庁・会社等における勤務経験や自営業者としての経験等、通算して3年以上在職した経験を有する者を指します。

また、「他学部（他学科）卒業者」とは、大学等において法律関係以外の学科を卒業した者又は2020年3月までに卒業見込みの者を指します。

- (1) 大学又は専門職大学を卒業した者及び2020年3月までに卒業見込みの者
- (2) 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者及び2020年3月までに授与される見込みの者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者及び2020年3月までに修了見込みの者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者及び2020年3月までに修了見込みの者
- (5) 我が国において、外国の大学（専門職大学に相当する外国の大学も含む。以下同じ。）の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するもの当該課程を修了した者及び2020年3月までに修了見込みの者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府または関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準じるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって出願資格（5）の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者及び2020年3月までに授与される見込みの者
- (7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者及び2020年3月までに修了見込みの者
- (8) 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号参照）
- (9) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者（大学の学部3年次を退学し、大学院に飛び入学した者）であって、本研究科において、本研究科における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (10) 外国において学校教育における15年の課程を修了した者及び2020年3月までに修了見込みの者、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者及び2020年3月までに修了見込みの者、又は我が国において外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者及び2020年3月までに修了見込みの者で、本研究科において、所定の単位を優秀な成績で修得したものと認められたもの
- (11) 本研究科において、個別の入学資格審査により、大学又は専門職大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、2020年3月31日までに22歳に達するもの（短期大学・高等専門学校の卒業者、専修学校・各種学校の卒業者、外国大学日本校・外国人学校の卒業者など、大学卒業資格を有していない者）

*特別選抜（社会人等）に出願した者が、一般選抜に出願することは可能です。

なお、高等司法研究科Webサイト（入試情報）のQ&Aにて、複数回の受験が可能な組み合わせを示していますので、必要に応じて確認してください。

1-2. 出願資格事前審査

「1-1. 出願資格」(9)、(10)、(11)の適用を受けようとする方は、あらかじめ出願資格事前審査を受けなければなりません。出願に先立ち、2019年7月22日（月）【必着】までに、下記の【事前審査提出書類】を取り揃え、返信用封筒（長形3号（縦23.5×横12cm）（簡易書留）・返信先の住所及び氏名を明記し、切手392円分を貼付のこと）を同封のうえ、書留郵便で出願資格事前審査の申請を行ってください。

なお、封筒の表に「高等司法研究科出願資格事前審査申請」と朱書きしてください。申請先については、末尾の「問い合わせ先」を参照してください。

【事前審査提出書類】

・出願資格(9)の者

出願資格事前審査申請書（所定用紙）、在籍した最終大学の退学証明書、成績証明書及び在籍大学院研究科の成績証明書、在学証明書（又は修了（見込）証明書）

・出願資格(10)の者

出願資格事前審査申請書（所定用紙）、最終出身学校の卒業証明書、成績証明書、組織・課程・カリキュラム、授業の内容等を示す書類（シラバス、学生便覧など（外国語の場合は日本語訳を添付してください。））

・出願資格(11)の者

出願資格事前審査申請書（所定用紙）、最終出身学校の卒業証明書、成績証明書、組織・課程・カリキュラム、授業の内容等を示す書類（シラバス、学生便覧など（外国語の場合は日本語訳を添付してください。））、大学を卒業した者と同等以上の学力があることを示す履歴書

注) 審査結果は、返信用封筒にて通知します。電話による問い合わせは受け付けません。なお、提出された書類等は返却できません。

1-3. 障がい等による配慮を希望する方について

2020年度大阪大学大学院高等司法研究科への出願を検討している方の中で、障がい等があることを理由として、受験上及び修学上の特別の配慮を希望する方については、相談を受け付けておりますので、事前にご連絡ください。（連絡先は末尾の「問い合わせ先」を参照してください。）

1-4. 出願期間及び提出書類

【出願期間】2019年8月19日（月）から8月23日（金）午後5時まで【必着】

- ・出願書類の受付は、郵送（書留）によるもののみとし、直接持参しても受理しません。
- ・出願期間後に到着したものは受理しません。郵便事情を十分考慮の上、出願期間内に届くよう早めに郵送してください。ただし、8月22日（木）以前の発信局（日本国内）消印のある書留郵便に限り、期限後に到着した場合でも、受理します。
- ・出願書類受理後、整理番号を通知します。出願期間終了後2週間以内に「整理番号通知用はがき」が届かない場合には、末尾の「問い合わせ先」までお問い合わせください。
- ・出願書類の提出封筒は、角形2号（縦33.2×横24cm）の大きさのものを使用し、封筒表面には必ず本冊子内の「出願書類提出用宛先」を切り取って貼付してください。

【提出書類】

①	入学願書	【本研究科所定用紙】 ※「特別選抜（社会人等）」および「特別選抜（グローバル法曹）」の入学願書は同じ様式を使用します。どちらか一方の選抜区分を必ず選択してください。（併願することはできません。）
②	卒業（見込）証明書	出身大学又は在籍大学のもの。 *1-1. 出願資格(2)により出願する方は、学位授与（見込）証明書を提出してください。 *1-1. 出願資格(9)～(11)により出願する方は提出不要です。
③	成績証明書	出身大学又は在籍大学のもの。 (編入学・転部等を行っている方は、入学時からの成績証明書が必要です。) *卒業見込者は、提出前3か月以内の日付のものに限ります。 *1-1. 出願資格(7)に該当する方は当該学校の成績証明書を提出してください。 *1-1. 出願資格(9)～(11)により出願する方は提出不要です。
④	法律家としての適性を明らかにする文書	【作成要領】 ・募集要項に添付されている「様式」（A4縦型、横書き、2,000字以内）により（又はこれに準じて）作成してください。 ・パソコン、ワープロによる作成も可とします。（高等司法研究科Webサイト（入試情報）にてWordファイルをダウンロードできます。）ただし、氏名欄は必ず自署（自筆による署名）のこと。 ・関連する資格や能力を証明する書類（又はその写し）を添付する場合は、添付書類のリストを本文の末尾に記載のうえ、書類一式（所定様式および添付書類）を左上1か所でホッチキス留めのこと。 【提出部数】2部（うち1部は写しでも差し支えありません。）

		<p>【留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法曹等を志望するにあたって、どのような能力が必要であると考えているか、理由を添えて述べてください。 ・出願者がその適性を備えていることを説得的に記述したうえで、現時点における到達度を自己評価してください。 ・記述に際しては、学業成績や学習内容、社会経験、保有する専門資格等、可能な限り客観的かつ具体的な事実を引用してください。 ・単に志望理由を記しただけでは、法律家としての適性を明らかにする文書とはみなされません。
⑤	写真票・受験票	所定の用紙に氏名等を記入し、上半身脱帽正面に向、無背景で3か月以内に単身撮影した写真（縦3×横2.5cm）を貼付してください。
⑥	整理番号通知用はがき	所定のはがきに郵便切手（62円分）を貼付し、送付先の郵便番号、住所及び氏名を明記してください。
⑦	検定料 30,000 円	<p>【納入方法】 下記①②のいずれかにより手続をとってください。</p> <p>①大阪大学検定料納付システムを利用 https://osaka-u-afp.comappjapan.com/ 決済後にダウンロードした検定料収納証明書を印刷し、入学願書に添付してください。 ※システム利用方法については、高等司法研究科 Web サイト（入試情報）に掲載しています。 ※検定料納入時にシステム手数料（600円）が別途かかります。</p> <p>②所定の振込依頼書を使用して、銀行窓口で振り込んでください。 銀行から領收印を受けた検定料納入証明書を入学願書の所定欄に貼付してください。 ※検定料の振込手数料は振込者負担です。</p> <p>【納入期間】 2019年8月1日～8月23日 ※検定料の納入は上記期日（出願締切日）まで可能ですが、出願するためには、出願締切日までに大阪大学に入学願書が到着している必要があります。郵送にかかる時間を考慮のうえ、早めに手続をとってください。 ※被災者に対する検定料免除について 大阪大学では、大規模災害における災害被災者の経済的負担を軽減し、受験者の進学機会の確保を図るため、2019年度に実施する大学院入試において検定料（30,000円）免除の特別措置を講じます。 詳細は大阪大学公式ページ（https://www.osaka-u.ac.jp/ja/admissions/information）を確認してください。</p>
⑧	返信用住所シール4通分	所定の用紙の4通（①受験票送付用、②合否通知用、③入学手続通知用、④入学手続完了通知用）全てに郵便番号、住所及び氏名を明記し、①は120円分（普通郵便）、②は420円分（速達郵便）の切手を貼付してください。（③④には切手貼付は不要です。）
⑨	在職を証明する書類	社会人出願資格の方のみ提出してください。 様式は自由。ただし、3年以上の在職期間を確認できるものに限ります。
⑩	在留資格等を証明する書類	現に日本に在住する外国人（法務大臣が日本での永住を認めた者を除く）の志願者は、下記の①～③のいずれかを提出してください。 ①市区町村長発行の在留資格及び在留期間を明記した「住民票の写し」※ ※出願者以外の世帯員については、提出不要です。 ②市区町村長が発行した外国人登録証明書（カード）の写し（両面） ③地方入国管理局が発行した在留カードの写し（両面）

- ・「1-1. 出願資格」の(3)～(6)の資格で出願する方は、当該外国の学校の組織・課程・カリキュラム、授業の内容を示す書類を同封してください。
- ・外国の大学及び機関の証明書等は、日本語訳及び説明書を添付してください。
- ・提出する証明書等に記された氏名が出願時の氏名と異なる場合は、それを証明する資料を添付してください。

1-5. 入学者選抜実施要領

- ・入学者の選抜は、選抜試験と提出書類を総合して行います。配点は以下のとおりです。

大学の成績	10点
法律家としての適性を明らかにする文書	20点
面接	70点
計	100点

- ・出願者数が募集人員の2～3倍程度を超える場合には、書類選考により第1次選抜を行うことがあります。
- ・面接では、試験室で提示する資料に基づく質問を行います。法律学の知識を問うものではありません。

また、「法律家としての適性を明らかにする文書」に基づく質問も行います。

第1次選抜を行った場合の選抜結果の通知	
発表日時	2019年9月5日（木）午前10時
発表方法	大阪大学大学院高等司法研究科（豊中総合学館）において、整理番号で掲示するとともに、合否通知書（合格者には、第2次選抜の受験票を同封します。）を発送します。参考のため、高等司法研究科Webサイト（入試情報）でも合格者の整理番号を掲示します。
備考	<ul style="list-style-type: none">電話による照会には応じません。ただし、合格発表の日から1週間以内に郵送による通知が届かない場合には、末尾の「問い合わせ先」までお問い合わせください。なお、不合格者には、「判定通知書」とともに返還金振込口座通知書（用紙）を送付します。検定料の返還：第1次選抜の不合格者に対しては、23,000円を返還します。該当する方は、2019年9月末日までに申し出てください。
第2次選抜	
実施場所	大阪会場（大阪大学豊中キャンパス）または東京会場（東京海洋大学品川キャンパスを予定） 受験者は、出願時に大阪会場または東京会場のいずれかを選択してください。
実施日時	2019年9月15日（日）10時00分～17時00分 ＊受験者個別の時間等は追って通知します。
実施内容	面接

1-6. 合格者発表

特別選抜（社会人等）の合格者発表	
発表日時	2019年10月23日（水）午前10時
発表方法	大阪大学大学院高等司法研究科（豊中総合学館）に掲示するとともに、合否通知書を発送します。 参考のため、高等司法研究科Webサイト（入試情報）でも合格者の受験番号を掲示します。
備考	電話による照会には応じません。

- 不合格者には第2次選抜の個別成績（総合得点）を通知します。
- 入学手続完了者が募集人員に満たない場合には、追加合格の手続をとることがあります。その場合は願書に記載されている電話番号・電子メールアドレスあてに個別に連絡します。（入学手続については、5. を参照してください。）

2. 特別選抜（グローバル法曹）について

2-1. 出願資格

出願時において次の各号のいずれかに該当する者で、優れた外国語能力（日本語以外の言語の運用能力）を有し、法曹等としてグローバルに活躍する意欲を持つもの。

なお、出願の前提として、下記の検定試験において、所定の成績を修めていることを要件とします。

試験種類	基準	備考
①実用英語技能検定（英検）	準1級以上	
②TOEIC (L&R) [TOEIC-IP を含む]	730点以上	
③TOEFL (PAPER) [TOEFL-ITP を含む]	550点以上	
④TOEFL (iBT)	82点以上	
⑤IELTS	6.0以上	

(注) 上記はあくまで出願のため最低限必要となるスコアであり、上記の基準を満たすことでただちに合格水準に達すると評価されるわけではありません。

- (1) 大学又は専門職大学を卒業した者及び 2020 年 3 月までに卒業見込みの者
- (2) 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者及び 2020 年 3 月までに授与される見込みの者
- (3) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者及び 2020 年 3 月までに修了見込みの者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者及び 2020 年 3 月までに修了見込みの者
- (5) 我が国において、外国の大学（専門職大学に相当する外国の大学も含む。以下同じ。）の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するもの当該課程を修了した者及び 2020 年 3 月までに修了見込みの者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府または関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準じるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が 3 年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって出願資格 (5) の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者及び 2020 年 3 月までに授与される見込みの者
- (7) 専修学校の専門課程（修業年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者及び 2020 年 3 月までに修了見込みの者
- (8) 文部科学大臣の指定した者（昭和 28 年文部省告示第 5 号参照）
- (9) 学校教育法第 102 条第 2 項の規定により大学院に入学した者（大学の学部 3 年次を退学し、大学院に飛び入学した者）であって、本研究科において、本研究科における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (10) 外国において学校教育における 15 年の課程を修了した者及び 2020 年 3 月までに修了見込みの者、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 15 年の課程を修了した者及び 2020 年 3 月までに修了見込みの者、又は我が国において外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 15 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者及び 2020 年 3 月までに修了見込みの者で、本研究科において、所定の単位を優秀な成績で修得したものと認められたもの
- (11) 本研究科において、個別の入学資格審査により、大学又は専門職大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、2020 年 3 月 31 日までに 22 歳に達するもの（短期大学・高等専門学校の卒業者、専修学校・各種学校の卒業者、外国大学日本校・外国人学校の卒業者など、大学卒業資格を有していない者）

*特別選抜（グローバル法曹）に出願した者が、一般選抜に出願することは可能です。

なお、高等司法研究科 Web サイト（入試情報）の Q & A にて、複数回の受験が可能な組み合わせを示していますので、必要に応じて確認してください。

2-2. 出願資格事前審査

「2-1. 出願資格」(9)、(10)、(11)の適用を受けようとする方は、あらかじめ出願資格事前審査を受けなければなりません。出願に先立ち、2019年7月22日（月）【必着】までに、下記の【事前審査提出書類】を取り揃え、返信用封筒（長形3号（縦23.5×横12cm）（簡易書留）・返信先の住所及び氏名を明記し、切手392円分を貼付のこと）を同封のうえ、書留郵便で出願資格事前審査の申請を行ってください。

なお、封筒の表に「高等司法研究科出願資格事前審査申請」と朱書きしてください。申請先については、末尾の「問い合わせ先」を参照してください。

【事前審査提出書類】

・出願資格(9)の者

出願資格事前審査申請書（所定用紙）、在籍した最終大学の退学証明書、成績証明書及び在籍大学院研究科の成績証明書、在学証明書（又は修了（見込）証明書）

・出願資格(10)の者

出願資格事前審査申請書（所定用紙）、最終出身学校の卒業証明書、成績証明書、組織・課程・カリキュラム、授業の内容等を示す書類（シラバス、学生便覧など（外国語の場合は日本語訳を添付してください。））

・出願資格(11)の者

出願資格事前審査申請書（所定用紙）、最終出身学校の卒業証明書、成績証明書、組織・課程・カリキュラム、授業の内容等を示す書類（シラバス、学生便覧など（外国語の場合は日本語訳を添付してください。））、大学を卒業した者と同等以上の学力があることを示す履歴書

注) 審査結果は、返信用封筒にて通知します。電話による問い合わせは受け付けません。なお、提出された書類等は返却できません。

2-3. 障がい等による配慮を希望する方について

2020年度大阪大学大学院高等司法研究科への出願を検討している方の中で、障がい等があることを理由として、受験上及び修学上の特別の配慮を希望する方については、相談を受け付けておりますので、事前にご連絡ください。（連絡先は末尾の「問い合わせ先」を参照してください。）

2-4. 出願期間及び提出書類

【出願期間】2019年8月19日（月）から8月23日（金）午後5時まで【必着】

- ・出願書類の受付は、郵送（書留）によるもののみとし、直接持参しても受理しません。
- ・出願期間後に到着したものは受理しません。郵便事情を十分考慮の上、出願期間内に届くよう早めに郵送してください。ただし、8月22日（木）以前の発信局（日本国内）消印のある書留郵便に限り、期限後に到着した場合でも、受理します。
- ・出願書類受理後、整理番号を通知します。出願期間終了後2週間以内に「整理番号通知用はがき」が届かない場合には、末尾の「問い合わせ先」までお問い合わせください。
- ・出願書類の提出封筒は、角形2号（縦33.2×横24cm）の大きさのものを使用し、封筒表面には必ず本冊子内の「出願書類提出用宛先」を切り取って貼付してください。

【提出書類】

①	入学願書	【本研究科所定用紙】 ※「特別選抜（社会人等）」および「特別選抜（グローバル法曹）」の入学願書は同じ様式を使用します。どちらか一方の選抜区分を必ず選択してください。（併願することはできません。）
②	卒業（見込）証明書	出身大学又は在籍大学のもの。 *2-1. 出願資格(2)により出願する方は、学位授与（見込）証明書を提出してください。 *2-1. 出願資格(9)～(11)により出願する方は提出不要です。
③	成績証明書	出身大学又は在籍大学のもの。 (編入学・転部等を行っている方は、入学時からの成績証明書が必要です。) *卒業見込者は、提出前3か月以内の日付のものに限ります。 *2-1. 出願資格(7)に該当する方は当該学校の成績証明書を提出してください。 *2-1. 出願資格(9)～(11)により出願する方は提出不要です。

(4)	外国語能力を証明する書類	<p>【提出を必須とするもの】 2-1. 出願資格に示したいずれかの検定試験のスコアの写し（2部）</p> <p>【提出を任意とするもの】</p> <p>その他、外国語能力を証明する書類（2部）</p> <p>検定試験がある言語の場合・・・検定試験のスコアの写し（2016年4月以降に取得したものを有効とします。）</p> <p>検定試験がない言語の場合・・・下記（提出書類の例）を参照（提出書類の例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外の大学で取得した学位を証明する書類の写し ・海外で勤務した実績を証明する書類の写し ・外国語で書かれた論文、著書等 全部のリスト（著者名、タイトル、掲載誌または提出先、公表または提出の年月等を記載したもの）を作成・添付のうえ、主要なもの1点を提出資料としてください。（現物の提出も可。日本語による要約は不要です。） ・その他、上記に準ずるもの <p>※証明書類が日本語・英語以外の言語で記載されている場合は、日本語訳を添付してください。</p> <p>※英語については、【提出を必須とするもの】以外に提出を希望する書類がある場合に提出してください。</p> <p>※対象言語は限定しません。また、複数の言語について書類を提出することも可能です。</p>
(5)	法律家としての適性を明らかにする文書	<p>【作成要領】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・募集要項に添付されている「様式」（A4縦型、横書き、2,000字以内）により（又はこれに準じて）作成してください。 ・パソコン、ワープロによる作成も可とします。（高等司法研究科Webサイト（入試情報）にてWordファイルをダウンロードできます。）ただし、<u>氏名欄は必ず自署</u>（自筆による署名）のこと。 ・関連する資格や能力を証明する書類（又はその写し）を添付する場合は、添付書類のリストを本文の末尾に記載のうえ、<u>書類一式（所定様式および添付書類）</u>を左上1か所で<u>ホッチキス留め</u>のこと。 <p>【提出部数】 2部（うち1部は写しでも差し支えありません。）</p> <p>【留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法曹等を志望するにあたって、どのような能力が必要であると考えているか、理由を添えて述べてください。 ・出願者がその適性を備えていることを説得的に記述したうえで、現時点における到達度を自己評価してください。 ・記述に際しては、学業成績や学習内容、社会経験、保有する専門資格等、可能な限り客観的かつ具体的な事実を引用してください。<u>特に、自己の外国語能力が、目指す法曹業務にどのように寄与できるかについて必ず論じてください。</u> ・単に志望理由を記しただけでは、法律家としての適性を明らかにする文書とはみなされません。
(6)	写真票・受験票	所定の用紙に氏名等を記入し、上半身脱帽正面に向、無背景で3か月以内に単身撮影した写真（縦3×横2.5cm）を貼付してください。
(7)	整理番号通知用はがき	所定のはがきに郵便切手（62円分）を貼付し、送付先の郵便番号、住所及び氏名を明記してください。
(8)	検定料 30,000円	<p>【納入方法】 下記①②のいずれかにより手続をとってください。</p> <p>①大阪大学検定料納付システムを利用 https://osaka-u-afp.comappjapan.com/ 決済後にダウンロードした検定料収納証明書を印刷し、入学願書に添付してください。 ※システム利用方法については、高等司法研究科Webサイト（入試情報）に掲載しています。 ※検定料納入時にシステム手数料（600円）が別途かかります。</p> <p>②所定の振込依頼書を使用して、銀行窓口で振り込んでください。 銀行から領收印を受けた検定料納入証明書を入学願書の所定欄に貼付してください。 ※検定料の振込手数料は振込者負担です。</p> <p>【納入期間】 2019年8月1日～8月23日 ※検定料の納入は上記期日（出願締切日）まで可能ですが、出願するためには、出願</p>

		<p>締切日までに大阪大学に入学願書が到着している必要があります。郵送にかかる時間を考えるうえ、早めに手続をとってください。</p> <p>※被災者に対する検定料免除について</p> <p>大阪大学では、大規模災害における災害被災者の経済的負担を軽減し、受験者の進学機会の確保を図るため、2019年度に実施する大学院入試において検定料(30,000円)免除の特別措置を講じます。</p> <p>詳細は大阪大学公式ページ (https://www.osaka-u.ac.jp/ja/admissions/information) を確認してください。</p>
(9)	返信用住所シール4通分	所定の用紙の4通(①受験票送付用、②合否通知用、③入学手続通知用、④入学手続完了通知用)全てに郵便番号、住所及び氏名を明記し、①は120円分(普通郵便)、②は420円分(速達郵便)の切手を貼付してください。(③④には切手貼付は不要です。)
(10)	在留資格等を証明する書類	<p>現に日本に在住する外国人の志願者(法務大臣が日本での永住を認めた者を除く)は、下記の①～③のいずれかを提出してください。</p> <p>①市区町村長発行の在留資格及び在留期間を明記した「住民票の写し」※ ※出願者以外の世帯員については、提出不要です。</p> <p>②市区町村長が発行した外国人登録証明書(カード)の写し(両面)</p> <p>③地方入国管理局が発行した在留カードの写し(両面)</p>

- ・「2-1. 出願資格」の(3)～(6)の資格で出願する方は、当該外国の学校の組織・課程・カリキュラム、授業の内容を示す書類を同封してください。
- ・外国の大学及び機関の証明書等は、日本語訳及び説明書を添付してください。
- ・提出する証明書等に記された氏名が出願時の氏名と異なる場合は、それを証明する資料を添付してください。

2-5. 入学者選抜実施要領

- ・入学者の選抜は、選抜試験と提出書類を総合して行います。配点は以下のとおりです。

大 学 の 成 績	10 点
「外国語能力」 および 「法律家としての適性を 明らかにする文書」	40 点
面 接	50 点
計	100 点

- ・出願者数が募集人員の2～3倍程度を超える場合には、書類選考により第1次選抜を行うことがあります。
- ・面接では、試験室で提示する資料に基づく質問を行います。法律学の知識を問うものではありません。
また、「法律家としての適性を明らかにする文書」に基づく質問も行います。

第1次選抜を行った場合の選抜結果の通知	
発表日時	2019年9月5日(木)午前10時
発表方法	大阪大学大学院高等司法研究科(豊中総合学館)において、整理番号で掲示するとともに、合否通知書(合格者には、第2次選抜の受験票を同封します。)を発送します。 参考のため、高等司法研究科Webサイト(入試情報)でも合格者の整理番号を掲示します。
備 考	<ul style="list-style-type: none"> ・電話による照会には応じません。ただし、合格発表の日から1週間以内に郵送による通知が届かない場合には、末尾の「問い合わせ先」までお問い合わせください。なお、不合格者には、「判定通知書」とともに返還金振込口座通知書(用紙)を送付します。 ・検定料の返還: 第1次選抜の不合格者に対しては、23,000円を返還します。該当する方は、2019年9月末日までに申し出てください。
第2次選抜	
実施場所	大阪会場(大阪大学豊中キャンパス)または東京会場(東京海洋大学品川キャンパスを予定) 受験者は、出願時に大阪会場または東京会場のいずれかを選択してください。
実施日時	2019年9月15日(日)10時00分～17時00分 *受験者個別の時間等は追って通知します。
実施内容	面接

2-6. 合格者発表

特別選抜（グローバル法曹）の合格者発表	
発表日時	2019年10月23日（水）午前10時
発表方法	大阪大学大学院高等司法研究科（豊中総合学館）に掲示するとともに、合否通知書を発送します。 参考のため、高等司法研究科 Web サイト（入試情報）でも合格者の受験番号を掲示します。
備 考	電話による照会には応じません。

- ・不合格者には第2次選抜の個別成績（総合得点）を通知します。
- ・入学手続完了者が募集人員に満たない場合には、追加合格の手続をとることがあります。その場合は願書に記載されている電話番号・電子メールアドレスあてに個別に連絡します。（入学手続については、5. を参照してください。）

3. 一般選抜について

3-1. 出願資格

出願時において次の各号のいずれかに該当する者

- (1) 大学又は専門職大学を卒業した者及び 2020 年 3 月までに卒業見込みの者
- (2) 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者及び 2020 年 3 月までに授与される見込みの者
- (3) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者及び 2020 年 3 月までに修了見込みの者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者及び 2020 年 3 月までに修了見込みの者
- (5) 我が国において、外国の大学（専門職大学に相当する外国の大学も含む。以下同じ。）の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者及び 2020 年 3 月までに修了見込みの者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府または関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準じるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が 3 年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって出願資格（5）の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者及び 2020 年 3 月までに授与される見込みの者
- (7) 専修学校の専門課程（修業年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者及び 2020 年 3 月までに修了見込みの者
- (8) 文部科学大臣の指定した者（昭和 28 年文部省告示第 5 号参照）
- (9) 学校教育法第 102 条第 2 項の規定により大学院に入学した者（大学の学部 3 年次を退学し、大学院に飛び入学した者）であって、本研究科において、本研究科における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (10) 入学時に大学又は専門職大学に 3 年以上在学し、所定の単位を優秀な成績で修得したものと本研究科において認めた者（いわゆる 3 年次飛び級）*

*次に掲げる①、②及び③の要件すべてを満たすことを条件とする。

①在籍期間

以下のいずれかに該当する者

- 1. 日本の大学に、2020 年 3 月末時点で 3 年（休学期間がある場合は、休学期間を除いて 3 年以上であって 4 年に満たない期間）在籍することとなる者。
- 2. 日本の大学に、3 年次編入した者であって、2020 年 3 月末時点で、出願時に在学している大学において 1 年（休学期間がある場合は、休学期間を除いて 1 年以上であって 2 年に満たない期間）在籍することとなる者。

②修得単位

以下のすべてに該当する者

- (イ) 大学入学後、3 年次の前期（9 月 30 日までに終了する学期をいう）までに卒業に必要な単位のうち 90 単位以上を修得していること。
- (ロ) 法学既修者コースに出願する場合は、(イ) に掲げた修得単位のうち、少なくとも 20 単位を法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。ただし、入門科目を除く。）によって修得していること。
ただし、本研究科入学希望者が、出願時に在学している大学の 3 年次に編入学した学生である場合においては、「②修得単位」の要件は次のとおりとする。
- (イ) 編入前の大学において修得した単位（編入前の大学において卒業に必要な単位に限る）と、出願時に在学している大学において新たに修得した単位（卒業に必要な単位に限る）の合計が 90 単位以上であること。
- (ロ) 法学既修者コースに出願する場合は、(イ) に掲げた修得単位のうち、少なくとも 20 単位を法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。ただし、入門科目を除く。）によって修得していること。

③成績

- (イ) に掲げた修得単位の 60% 以上が、在学する大学の学業成績における最優秀またはそれに準ず

る評語（100点満点中80点以上に相当）であること。

- (11) 外国において学校教育における15年の課程を修了した者及び2020年3月までに修了見込みの者、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者及び2020年3月までに修了見込みの者、又は我が国において外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者及び2020年3月までに修了見込みの者で、本研究科において、所定の単位を優秀な成績で修得したものと認められたもの
- (12) 本研究科において、個別の入学資格審査により、大学又は専門職大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、2020年3月31日までに22歳に達するもの（短期大学・高等専門学校の卒業者、専修学校・各種学校の卒業者、外国大学日本校・外国人学校の卒業者など、大学卒業資格を有していない者）

3-2. 出願資格事前審査

「3-1. 出願資格」(9)、(11)、(12)の適用を受けようとする方は、あらかじめ出願資格事前審査を受けなければなりません。出願に先立ち、2019年8月19日（月）【必着】までに、下記の【事前審査提出書類】を取り揃え、返信用封筒（長形3号（縦23.5×横12cm）（簡易書留）・返信先の住所及び氏名を明記し、切手392円分を貼付のこと）を同封のうえ、書留郵便で出願資格事前審査の申請を行ってください。

なお、封筒の表に「高等司法研究科出願資格事前審査申請」と朱書きしてください。申請先については、末尾の「問い合わせ先」を参照してください。

【事前審査提出書類】

・出願資格(9)の者

出願資格事前審査申請書（所定用紙）、在籍した最終大学の退学証明書、成績証明書及び在籍大学院研究科の成績証明書、在学証明書（又は修了（見込）証明書）

・出願資格(11)の者

出願資格事前審査申請書（所定用紙）、最終出身学校の卒業証明書、成績証明書、組織・課程・カリキュラム、授業の内容等を示す書類（シラバス、学生便覧など（外国語の場合は日本語訳を添付してください。））

・出願資格(12)の者

出願資格事前審査申請書（所定用紙）、最終出身学校の卒業証明書、成績証明書、組織・課程・カリキュラム、授業の内容等を示す書類（シラバス、学生便覧など（外国語の場合は日本語訳を添付してください。））、大学を卒業した者と同等以上の学力があることを示す履歴書

注）審査結果は、返信用封筒にて通知します。電話による問い合わせは受け付けません。なお、提出された書類等は返却できません。

3-3. 障がい等による配慮を希望する方について

2020年度大阪大学大学院高等司法研究科への出願を検討している方の中で、障がい等があることを理由として、受験上及び修学上の特別の配慮を希望する方については、相談を受け付けておりますので、事前にご連絡ください。（連絡先は末尾の「問い合わせ先」を参照してください。）

3-4. 出願期間および提出書類

【出願期間】2019年9月23日（月）から9月27日（金）午後5時まで【必着】

- ・出願書類の受付は、郵送（書留）によるもののみとし、直接持参しても受理しません。
 - ・出願期間後に到着したものは受理しません。郵便事情を十分考慮の上、出願期間内に届くよう早めに郵送してください。ただし、9月26日（木）以前の発信局（日本国内）消印のある書留郵便に限り、期限後に到着した場合でも、受理します。
 - ・出願書類受理後、整理番号を通知します。
- 出願期間終了後2週間以内に「整理番号通知用はがき」が届かない場合には、末尾の「問い合わせ先」までお問い合わせください。
- ・出願書類の提出封筒は、角形2号（縦33.2×横24cm）の大きさのものを使用し、封筒表面には必ず本冊子内の「出願書類提出用宛先」を切り取って貼付してください。
 - ・出願資格（10）により出願した場合は、出願期間終了後、出願資格審査を実施します。審査の結果、本研究科が定める基準に達しないと判断した場合は、2019年10月29日（火）以降、すみやかに出願取下げの手続を通知します。

【提出書類】

①	入学願書	<p>【本研究科所定用紙】 志望するコース（法学未修者又は法学既修者）を必ず選択してください。</p>
②	卒業（見込）証明書	<p>出身大学又は在籍大学のもの。 *3-1. 出願資格(2)により出願する方は、学位授与（見込）証明書を提出してください。 *3-1. 出願資格(9)～(12)により出願する方は提出不要です。 *本学法学部卒業見込者は提出不要です。</p>
③	成績証明書	<p>出身大学又は在籍大学のもの。 (編入学・転部等を行っている方は、入学時からの成績証明書が必要です。) *卒業見込者は、提出前3か月以内の日付のものに限ります。 *3-1. 出願資格(7)に該当する方は当該学校の成績証明書を提出してください。 *3-1. 出願資格(9)、(11)、(12)により出願する方は提出不要です。</p>
④	法律家としての適性を明らかにする文書	<p>【作成要領】 ・募集要項に添付されている「様式」(A4縦型、横書き、2,000字以内)により（又はこれに準じて）作成してください。 ・パソコン、ワープロによる作成も可とします。（高等司法研究科 Web サイト（入試情報）にて Word ファイルをダウンロードできます。）ただし、<u>氏名欄は必ず自署</u>（自筆による署名）のこと。 ・関連する資格や能力を証明する書類（又はその写し）を添付する場合は、添付書類のリストを本文の末尾に記載のうえ、<u>書類一式（所定様式および添付書類）を左上1か所でホッチキス留め</u>のこと。</p> <p>【提出部数】2部（うち1部は写しでも差し支えありません。）</p> <p>【留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法曹等を志望するにあたって、どのような能力が必要であると考えているか、理由を添えて述べてください。 ・出願者がその適性を備えていることを説得的に記述したうえで、現時点における到達度を自己評価してください。 ・記述に際しては、学業成績や学習内容、社会経験、保有する専門資格等、可能な限り客観的かつ具体的な事実を引用してください。 ・単に志望理由を記しただけでは、法律家としての適性を明らかにする文書とはみなされません。
⑤	写真票・受験票	所定の用紙に氏名等を記入し、上半身脱帽正面顔、無背景で3か月以内に単身撮影した写真（縦3×横2.5cm）を貼付してください。
⑥	整理番号通知用はがき	所定のはがきに郵便切手（62円分）を貼付し、送付先の郵便番号、住所及び氏名を明記してください。
⑦	検定料 30,000円	<p>【納入方法】 下記①②のいずれかにより手続をとってください。</p> <p>①大阪大学検定料納付システムを利用 https://osaka-u-afp.comappjapan.com 決済後にダウンロードした検定料収納証明書を印刷し、入学願書に添付してください。 ※システム利用方法については、高等司法研究科 Web サイト（入試情報）に掲載しています。 ※検定料納入時にシステム手数料（600円）が別途かかります。</p> <p>②所定の振込依頼書を使用して、銀行窓口で振り込んでください。 銀行から領收印を受けた検定料納入証明書を入学願書の所定欄に貼付してください。 ※検定料の振込手数料は振込者負担です。</p> <p>【納入期間】2019年9月1日～9月27日</p> <p>※検定料の納入は上記期日（出願締切日）まで可能ですが、出願するためには、出願締切日までに大阪大学に入学願書が到着している必要があります。郵送にかかる時間を考慮のうえ、早めに手続をとってください。</p> <p>※<u>法学既修者コースと法学未修者コースを併願する場合、検定料を二重に振り込む必要はありません。</u></p> <p>※被災者に対する検定料免除について 大阪大学では、大規模災害における災害被災者の経済的負担を軽減し、受験者の進学機会の確保を図るため、2019年度に実施する大学院入試において検定料（30,000円）免除の特別措置を講じます。 詳細は大阪大学公式ページ (https://www.osaka-u.ac.jp/ja/admissions/information) を確認してください。</p>
⑧	返信用住所シール4通分	所定の用紙の4通全てに郵便番号、住所及び氏名を明記し、1通は120円分（普通郵便）、1通は420円分（速達郵便）の切手を貼付してください。（残り2通には切手貼付は不要です。）
⑨	在留資格等を証明する書類	現に日本に在住する外国人（法務大臣が日本での永住を認めた者を除く）の志願者は、下記の①～③のいずれかを提出してください。

		①市区町村長発行の在留資格及び在留期間を明記した「住民票の写し※」 ※出願者以外の世帯員については、提出不要です。 ②市区町村長が発行した外国人登録証明書（カード）の写し（両面） ③地方入国管理局が発行した在留カードの写し（両面）
⑩	飛び入学資格等申請書 (法学既修者コース)	【本学所定用紙】 3-1. 出願資格(10)により出願する者の中、法学既修者コースを希望するもののみ

- ・3-1. 出願資格(3)～(6)により出願する方は、当該外国の学校の組織・課程・カリキュラム、授業の内容を示す書類を同封してください。
- ・外国の大学及び機関の証明書等は、日本語訳及び説明書を添付してください。
- ・提出する証明書等に記された氏名が出願時の氏名と異なる場合は、それを証明する資料を添付してください。

3-5. 法学既修者コースについて（および法学未修者コースとの併願について）

本研究科の修業年限は原則3年ですが、一般選抜において、第1学年配当科目を履修したものと同等の法的知識と能力を持つと認められる者（法学既修者）については、2年の短縮履修が認められます。

短縮履修を希望する一般選抜受験者は、入学願書・写真票等の「志望するコース」欄で、「法学既修者コース」を選択してください。

法学既修者コースの入学者選抜は、法律科目試験（公法（憲法、行政法）、民事法1（民法）、民事法2（商法、民事訴訟法）、刑法法（刑法、刑事訴訟法））を実施し、書類審査および法律科目試験の成績により総合的に合否を判定します。

なお、法学既修者コースを志望する場合でも、法学未修者コース（修業年限3年）を併願することもできます。法学未修者コースの入学者選抜は、書類審査および小論文試験の成績により総合的に合否を判定するため、両コースを併願する場合は、法律基本科目に加え小論文試験を受験する必要があります。選考の結果、いずれか一方のコースで不合格の場合でも、他方のコースで合格することがあります。

3-6. 入学者選抜試験実施要領

入学者の選抜は、選抜試験と提出書類に基づき行います。配点は以下のとおりです。

なお、法学既修者コースの入学者選抜にあたっては、書類審査、法律科目試験の成績により総合的に合否を判定しますが、法律科目試験の一部の試験科目の成績が著しく劣っている場合には、総合得点にかかわらず、不合格とすることがあります。

■法学未修者コース

大 学 の 成 績	20 点
法律家としての適性を 明らかにする文書	30 点
小 論 文	50 点
計	100 点

■法学既修者コース

大 学 の 成 績	20 点
法律家としての適性を 明らかにする文書	30 点
法 律 科 目 試 験	450 点
公 法	50 点
行 政 法	50 点
民 事 法 1	100 点
民 事 法 2	50 点
商 法	50 点
民 事 訴 訟 法	50 点
刑 法	50 点
刑 事 訴 訟 法	50 点
計	450 点

- ・出願者数が募集人員の4～5倍程度を超える場合には、書類選考により第1次選抜を行うことがあります。
- ・2020（令和2）年度入学者選抜における法律科目試験の民法については、2017年（債権関係）および2018年（相続関係）の改正後の法律（民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）、民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律（平成30年法律第72号））に基づいて出題します。ただし、改正前民法に基づいて解答がなされた場合でも、採点に際して不利益に扱うことはありません。

第1次選抜を行った場合の選抜結果の通知	
発表日時	2019年10月29日(火)午前10時
発表方法	大阪大学大学院高等司法研究科(豊中総合学館)において、整理番号で掲示するとともに、合否通知書(合格者には、第2次選抜の受験票を同封します。)を発送します。参考のため、高等司法研究科Webサイト(入試情報)でも合格者の整理番号を掲示します。
備考	<ul style="list-style-type: none"> 電話による照会には応じません。ただし、合格発表の日から1週間以内に郵送による通知が届かない場合には、末尾の「問い合わせ先」までお問い合わせください。なお、不合格者には、「判定通知書」とともに返還金振込口座通知書(用紙)を送付します。 検定料の返還: 第1次選抜の不合格者に対しては、23,000円を返還します。該当する方は、2019年11月末日までに申し出てください。
法学既修者コース 第2次選抜(法律科目試験)	
実施場所	大阪会場(大阪大学豊中キャンパス)または東京会場(東京海洋大学品川キャンパスを予定) 受験者は、出願時に大阪会場または東京会場のいずれかを選択してください。
実施日時・内容	<p>2019年11月9日(土) 10時00分～11時30分 公法(憲法、行政法) 12時40分～14時10分 民事法1(民法) 14時50分～16時20分 民事法2(商法、民事訴訟法) 17時00分～18時30分 刑事法(刑法、刑事訴訟法)</p> <p><u>出題範囲</u> 憲法……特に指定はありません。 行政法……行政法総論・行政救済法 民法……特に指定はありません。 商法……会社法 民事訴訟法……第1審の判決手続(複数請求訴訟、多数当事者訴訟を除く) 刑法……特に指定はありません。 刑事訴訟法……第1審の手続まで</p>
備考	法学既修者コース志願者に実施します。(第1次選抜を行った場合は、法学既修者コース志願者の第1次選抜合格者に実施します。)
法学未修者コース 第2次選抜(小論文)	
実施場所	大阪会場(大阪大学豊中キャンパス)または東京会場(東京海洋大学品川キャンパスを予定) 受験者は、出願時に大阪会場または東京会場のいずれかを選択してください。
実施日時	2019年11月10日(日)10時30分～12時30分
備考	法学未修者コース志願者に実施します。 (第1次選抜を行った場合は、一般選抜の第1次選抜合格者に実施します。)

3-7. 合格者発表

一般選抜の合格者発表	
発表日時	2019年12月3日(火)午前10時
発表方法	大阪大学大学院高等司法研究科(豊中総合学館)に掲示するとともに、合否通知書を発送します。 参考のため、高等司法研究科Webサイト(入試情報)でも合格者の受験番号を掲示します。
備考	電話による照会には応じません。

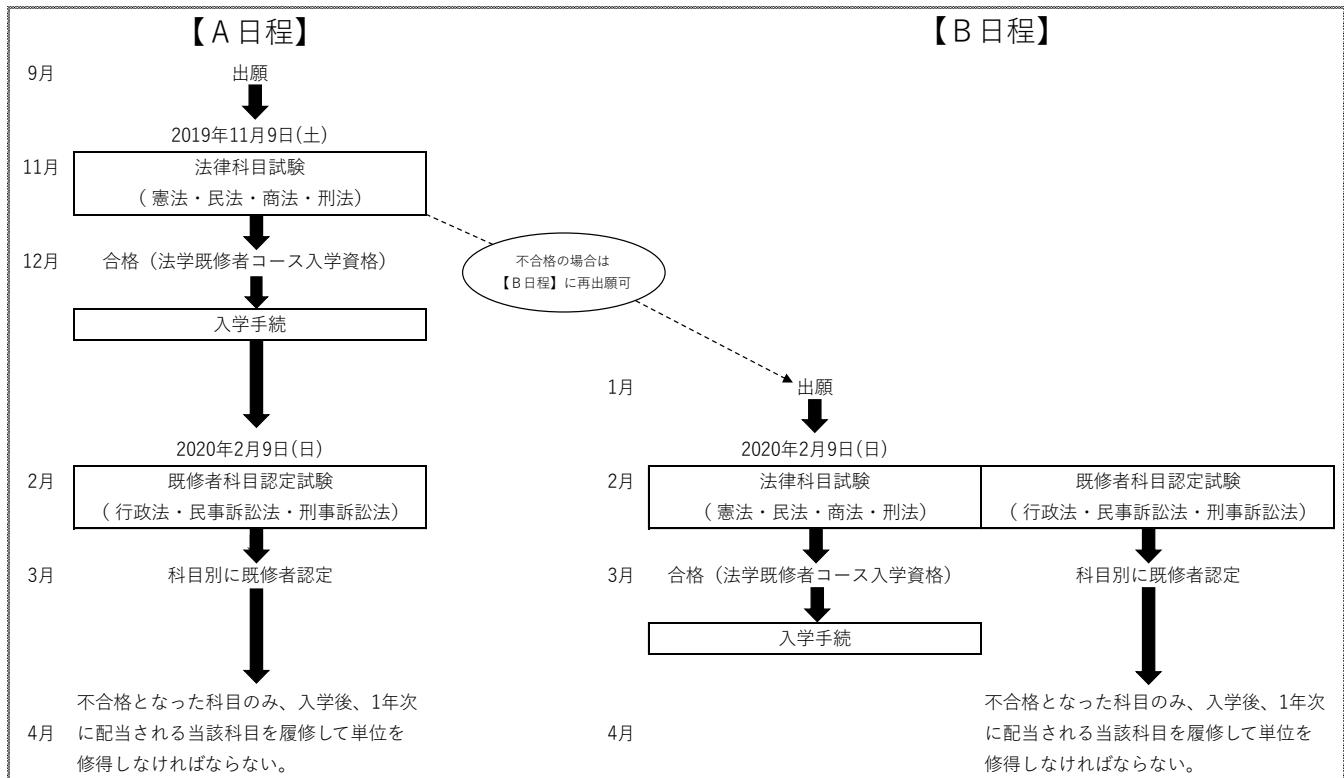
- 不合格者には第2次選抜の個別成績(総合得点)を通知します。
- 入学手続完了者が募集人員に満たない場合には、追加合格の手続をとることがあります。その場合は願書に記載されている電話番号・電子メールアドレスあてに個別に連絡します。(入学手続については、5.を参照してください。)

4. 特別選抜（法学部3年次生）について

[注意]

- ・特別選抜（法学部3年次生）は、当該年度において、【A日程】（2019年11月9日（土））と【B日程】（2020年2月9日（日））の2回、それぞれ実施します。
- ・この募集要項は【A日程】用のものです。【B日程】用の募集要項は別途公表します。
- ・【A日程】と【B日程】の概要については下記フローチャートで確認してください。

特別選抜（法学部3年次生）フローチャート



4-1. 出願資格

出願時において日本の大学の法律系学部3年次に在学し、所定の単位を優秀な成績で修得したものと本研究科において認めた者

※次に掲げる①、②及び③の要件すべてを満たすことを条件とする。

①在籍期間

以下のいずれかに該当する者

1. 日本の大学の法律系学部に、2020年3月末時点で3年（休学期間がある場合は、休学期間を除いて3年以上であって4年に満たない期間）在籍することとなる者。
2. 日本の大学の法律系学部に、3年次編入した者であって、2020年3月末時点で、出願時に在学している大学において1年（休学期間がある場合は、休学期間を除いて1年以上であって2年に満たない期間）在籍することとなる者。

②修得単位

以下のすべてに該当する者

- (イ) 大学入学後、3年次の前期（9月30日までに終了する学期をいう）までに卒業に必要な単位のうち90単位以上を修得していること。
- (ロ) (イ)に掲げた修得単位のうち、少なくとも20単位を法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。ただし、入門科目を除く。）によって修得していること。

ただし、本研究科入学希望者が、出願時に在学している大学の3年次に編入学した学生においては、「②修得単位」の要件は次のとおりとする。

- (イ) 編入前の大学において修得した単位（編入前の大学において卒業に必要な単位に限る）と、出願時

に在学している大学において新たに修得した単位（卒業に必要な単位に限る）の合計が 90 単位以上であること。

- (ロ) (イ) に掲げた修得単位のうち、少なくとも 20 単位を法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。ただし、入門科目を除く。）によって修得していること。

③成績

- ②(イ) に掲げた修得単位の 60%以上が、在学する大学の学業成績における最優秀またはそれに準ずる評語（100 点満点中 80 点以上に相当）であること。

4-2. 障がい等による配慮を希望する方について

2020 年度大阪大学大学院高等司法研究科への出願を検討している方の中で、障がい等があることを理由として、受験上及び修学上の特別の配慮を希望する方については、相談を受け付けておりますので、事前にご連絡ください。（連絡先は末尾の「問い合わせ先」を参照してください。）

4-3. 出願期間および提出書類

【出願期間】2019 年 9 月 23 日（月）から 9 月 27 日（金）午後 5 時まで【必着】

- ・出願書類の受付は、郵送（書留）によるもののみとし、直接持参しても受理しません。
- ・出願期間後に到着したものは受理しません。郵便事情を十分考慮の上、出願期間内に届くよう早めに郵送してください。ただし、9 月 26 日（木）以前の発信局（日本国内）消印のある書留郵便に限り、期限後に到着した場合でも、受理します。
- ・出願書類の提出封筒は、角形 2 号（縦 33.2×横 24cm）の大きさのものを使用し、封筒表面には必ず本冊子内の「出願書類提出用宛先」を切り取って貼付してください。
- ・特別選抜（法学部 3 年次生）については第 1 次選抜を実施しませんが、出願期間終了後、出願資格審査を実施します。審査の結果、本研究科が定める基準に達しないと判断した場合は、2019 年 10 月 29 日（火）以降、すみやかに出願取下げの手続を通知します。

【提出書類】

①	入学願書	【本研究科所定用紙】
②	成績証明書	在籍大学のもの。
③	法律家としての適性を明らかにする文書	<p>【作成要領】</p> <ul style="list-style-type: none">・募集要項に添付されている「様式」（A4 縦型、横書き、2,000 字以内）により（又はこれに準じて）作成してください。・パソコン、ワープロによる作成も可とします。（高等司法研究科 Web サイト（入試情報）にて Word ファイルをダウンロードできます。）ただし、<u>氏名欄は必ず自署</u>（自筆による署名）のこと。・関連する資格や能力を証明する書類（又はその写し）を添付する場合は、添付書類のリストを本文の末尾に記載のうえ、<u>書類一式（所定様式および添付書類）を左上 1 か所でホッチキス留め</u>のこと。 <p>【提出部数】2 部（うち 1 部は写しでも差し支えありません。）</p> <p>【留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none">・法曹等を志望するにあたって、どのような能力が必要であると考えているか、理由を添えて述べてください。・出願者がその適性を備えていることを説得的に記述したうえで、現時点における到達度を自己評価してください。・記述に際しては、学業成績や学習内容、社会経験、保有する専門資格等、可能な限り客観的かつ具体的な事実を引用してください。・単に志望理由を記しただけでは、法律家としての適性を明らかにする文書とはみなされません。
④	写真票・受験票	所定の用紙に氏名等を記入し、上半身脱帽正面像、無背景で 3 か月以内に単身撮影した写真（縦 3×横 2.5cm）を貼付してください。
⑤	検定料 30,000 円	<p>【納入方法】</p> <p>下記①②のいずれかにより手続をとってください。</p> <p>①大阪大学検定料納付システムを利用 https://osaka-u-afp.comappjapan.com/ 決済後にダウンロードした検定料収納証明書を印刷し、入学願書に添付してください。 ※システム利用方法については、高等司法研究科 Web サイト（入試情報）に掲載しています。</p>

		<p>※検定料納入時にシステム手数料（600円）が別途かかります。</p> <p>②所定の振込依頼書を使用して、銀行窓口で振り込んでください。 銀行から領収印を受けた検定料納入証明書を入学願書の所定欄に貼付してください。</p> <p>※検定料の振込手数料は振込者負担です。</p> <p>【納入期間】2019年9月1日～9月27日</p> <p>※検定料の納入は上記期日（出願締切日）まで可能ですが、出願するためには、出願締切日までに大阪大学に入学願書が到着している必要があります。郵送にかかる時間を考慮のうえ、早めに手続をとってください。</p> <p>※被災者に対する検定料免除について 大阪大学では、大規模災害における災害被災者の経済的負担を軽減し、受験者の進学機会の確保を図るため、2019年度に実施する大学院入試において検定料（30,000円）免除の特別措置を講じます。 詳細は大阪大学公式ページ（https://www.osaka-u.ac.jp/ja/admissions/information）を確認してください。</p>
⑥	返信用住所シール4通分	所定の用紙の4通全てに郵便番号、住所及び氏名を明記し、1通は120円（普通郵便）、1通は420円（速達郵便）の切手を貼付してください。（残り2通には切手貼付は不要です。）
⑦	在留資格等を証明する書類	現に日本に在住する外国人（法務大臣が日本での永住を認めた者を除く）の志願者は、下記の①～③のいずれかを提出してください。 ①市区町村長発行の在留資格及び在留期間を明記した「住民票の写し※」 ※出願者以外の世帯員については、提出不要です。 ②市区町村長が発行した外国人登録証明書（カード）の写し（両面） ③地方入国管理局が発行した在留カードの写し（両面）
⑧	飛び入学資格等申請書 (法学既修者コース)	【本研究科所定用紙】

・提出する証明書等に記された氏名が出願時の氏名と異なる場合は、それを証明する資料を添付してください。

4-4. 入学者選抜試験実施要領

特別選抜（法学部3年次生）は、書類審査および法律科目試験（憲法、民法、商法、刑法）の成績により総合的に合否を判定します。配点は以下のとおりです。

大 学 の 成 績		20 点
法律家としての適性を 明らかにする文書		30 点
法 律 科 目 試 験	憲 法	50 点
	民 法	100 点
	商 法	50 点
	刑 法	50 点
計		300 点

- ・合格した場合、法学既修者コース（修業年限2年）への入学が許可されます。
- ・特別選抜（法学部3年次生）【A日程（11月）】に出願する場合、一般選抜の法学未修者コース（修業年限3年）と重ねて出願することは可能ですが、一般選抜の法学既修者コース（修業年限2年）と重ねて出願することはできません。
また、【A日程（11月）】で不合格となった者が、【B日程（2月）】に再度出願することは可能です。なお、高等司法研究科Webサイト（入試情報）のQ&Aにて、複数回の受験が可能な組み合わせを示していますので、必要に応じて確認してください。
- ・入学者選抜にあたっては、書類審査、法律科目試験の成績により総合的に合否を判定しますが、法律科目試験の一部の試験科目の成績が著しく劣っている場合には、総合得点にかかわらず、不合格となることがあります。
- ・2020（令和2）年度入学者選抜における法律科目試験の民法については、2017年（債権関係）および2018年（相続関係）の改正後の法律（民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）、民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律（平成30年法律第72号））に基づいて出題します。ただし、改正前民法に基づいて解答がなされた場合でも、採点に際して不利益に扱うことはありません。

特別選抜（法学部3年次生）	
実施場所	大阪会場（大阪大学豊中キャンパス）または東京会場（東京海洋大学品川キャンパスを予定）受験者は、出願時に大阪会場または東京会場のいずれかを選択してください。
実施日時・内容	<p>2019年11月9日（土） 10時00分～10時45分 憲法 12時40分～14時10分 民法 14時50分～15時35分 商法 17時00分～17時45分 刑法</p> <p><u>出題範囲</u> 憲 法 …… 特に指定はありません。 民 法 …… 特に指定はありません。 商 法 …… 会社法 刑 法 …… 特に指定はありません。</p>

4-5. 合格者発表

特別選抜（法学部3年次生）の合格者発表	
発表日時	2019年12月3日（火）午前10時
発表方法	大阪大学大学院高等司法研究科（豊中総合学館）に掲示するとともに、合否通知書を発送します。 参考のため、高等司法研究科Webサイト（入試情報）でも合格者の受験番号を掲示します。
備 考	電話による照会には応じません。

- ・不合格者には個別成績（総合得点）を通知します。
- ・入学手続完了者が募集人員に満たない場合には、追加合格の手続をとることがあります。その場合は願書に記載されている電話番号・電子メールアドレスあてに個別に連絡します。（入学手続については、5. を参照してください。）

4-6. 既修者科目認定試験（行政法、民事訴訟法、刑事訴訟法）について

特別選抜（法学部3年次生）は、法律科目試験（憲法、民法、商法、刑法の4科目）により合否判定を行いますが、行政法、民事訴訟法、刑事訴訟法の3科目について、別途、既修者科目認定試験を実施します。

試験の結果、本研究科が定める基準に達しなかった科目がある場合は、法学既修者コース2年次に入学後、1年次に配当される当該科目を履修しなければなりません。また、当該科目の単位を修得しなかった場合、3年次に進級することはできません。

- ・【A日程（11月）】の法律科目試験（憲法、民法、商法、刑法）に合格し、入学手続をとった者は、2月に実施される既修者科目認定試験（行政法、民事訴訟法、刑事訴訟法）を受験することができます。既修者科目認定試験は【B日程（2月）】と同じ日程で行います。なお、既修者科目認定試験の受験に際して、検定料は発生しません。詳細については、2020年1月頃に別途通知します。
- ・【B日程（2月）】に出願した場合、法律科目試験（憲法、民法、商法、刑法）と同一日に既修者科目認定試験（行政法、民事訴訟法、刑事訴訟法）を実施します。法律科目試験（憲法、民法、商法、刑法）の合否にかかわらず受験することができます。詳細については、別途配布する特別選抜（法学部3年次生）【B日程（2月）】用募集要項を参照してください。

5. 入学手続等

入学手続については合格通知の際にお知らせしますが、入学手続時期は **2019年12月中旬**を予定しています。

※入学手続書類発送の際、入学期料・授業料の納入方法等をお知らせします。

納入金 入学期料 282,000円（予定）

授業料 前期分 402,000円 年額 804,000円（予定）

*入学手続後に入学を辞退されても、入学期料は返還できません。

*在学中に授業料の改定が行われた場合には、改定時から新授業料が適用されます。

*入学期料、授業料の金額は、変更する場合があります。

※入学期料の他に、下記の費用が必要となります。詳しくは入学手続書類発送の際お知らせします。

学生教育研究災害傷害保険+法科大学院生教育研究賠償責任保険

法学未修者コース（保険料3年分） 7,520円（現行額）

法学既修者コース（保険料2年分） 5,030円（現行額）

*授業に伴う損害を填補するため、上記の保険に加入することを履修の条件としています。合格通知の際に送付する案内に従って保険料を納入してください。

※「特別選抜（法学部3年次生）」において合格した者は、2020年3月限りで法学部の在学が終了したことを見せる書類（大学長または学部長が作成したもの）を提出することが必要になります。この書類が提出されない場合には、入学の許可を取り消します。

6. 入試情報（個人成績等）の開示

2020年度入学者選抜試験における受験者の個人成績等については、開示を希望する受験者本人（代理人は不可）に対し、次のとおり行います。

なお、本研究科入学者には、2020年5月以降に別途開示されます。（ただし、開示される情報は入学した選抜区分に関する入試成績に限ります。複数の入試を受験された方で、その他の選抜区分に関する入試成績の開示を希望される場合は、下記の入試情報（個人成績）の開示請求手続に従ってください。）

●開示内容

<特別選抜（社会人等／グローバル法曹）>

- ・書類選考の評価、面接点、総合点及び順位

<一般選抜（法学既修者コース）>および<特別選抜（法学部3年次生）>

- ・書類選考の評価、科目毎の得点、総合点及び順位

<一般選抜（法学未修者コース）>

- ・書類選考の評価、小論文の得点、総合点及び順位

●申し込み方法

希望者は申込受付期間内に、下記書類等を大阪大学大学院高等司法研究科教務係窓口に提出してください。郵送をご希望の場合は、①の提出書類に加え、②の返送用封筒を同封のうえ、**書留郵便**でお申込みください。

申し込み受付期間：2020年4月1日（水）～4月17日（金）必着

①	入学者選抜試験個人成績開示依頼書*	必要事項をすべて記入してください。
	受験票又は整理番号通知用はがき	2020年度受験票又は整理番号通知用はがきをお送りください。
②	返送用封筒	定形（長形3号：縦23.5cm×横12cm）の封筒に受験者本人の郵便番号、住所、氏名を明記し、郵便切手522円（書留郵便定形50gまで）を貼付した封筒 ※受け取りを窓口でされる方は不要です。 (受け取りの際に本人確認ができる身分証等を提示いただきます。)

*「入学者選抜試験個人成績開示依頼書」は、高等司法研究科Webサイト（入試情報）よりダウンロードしてください。

申し込み受付期間内に依頼のあった個人成績については、2020年5月中旬以降窓口にて交付もしくは返送用封筒にて順次郵送します。

7. 注意事項

- (1) 出願書類等の送付、不明な点の問い合わせ等は、末尾の「問い合わせ先」宛に送付・連絡してください。なお、質問の多い事項や重要と思われる事項については、高等司法研究科 Web サイト（入試情報）の Q & A に掲載しています。
- (2) 出願受付後は、出願書類の記載事項の変更はできません。
- (3) 振り込まれた検定料は次の場合を除き返還しません。
- ①出願したが受験資格がなかった場合
 - ②出願期間終了後に出願書類が本研究科に到着し、受理されなかつた場合
 - ③出願書類に不備があり受理されなかつた場合
 - ④検定料を振り込んだが出願しなかつた場合
 - ⑤検定料を誤って二重に振り込んだ場合
- ④、⑤の場合は、返還請求を行ってください。返還請求の方法は、返還請求の理由・氏名（フリガナとも）、現住所、連絡先電話番号を明記した検定料返還請求書（様式自由）を作成し、必ず「大阪大学大学院高等司法研究科検定料納入証明書」を添付して、返信用封筒（切手 82 円を貼付）と共に下記宛に郵送してください。
- 〒560-0043 豊中市待兼山町 1 番 6 号 大阪大学大学院高等司法研究科教務係
- (4) 出願書類は合否にかかわらず返却できません。また、募集要項中に特に記載がある場合を除き、各種証明書は必ず原本を提出してください。複写したもののは受け付けません。
- 注：「外国语能力を証明する書類」および「『法律家としての適性を明らかにする文書』に添付する証明書」等については複写したものでもかまいません。
- (5) 受験のための宿泊施設等のあっせんは行いません。
- (6) 入学願書の履歴、入学資格等について虚偽の記載または証明書等の偽造、改ざんをした者は、入学決定後であっても入学の許可を取り消すことがあります。
- (7) 個人情報の取り扱いについて
- ・出願時に提出された氏名、住所、その他の個人情報については、「入学者選抜（出願処理、選抜試験実施）」、「合格者発表」及び「入学手続」等の入試業務を行うために利用します。
 - なお、入学者については、「教務関係（学籍管理、修学指導）」、「学生支援関係（健康管理、授業料免除・奨学金申請、就職支援等）」及び「授業料収納に関する業務」を行うためにも利用します。
 - ・入学者選抜に用いた試験成績等の個人情報は、入試結果の集計・分析及び入学者選抜方法の調査・研究のために利用します。
 - ・上記の業務を行うにあたり、一部の業務を外部の業者に委託する場合があります。
- この場合、外部の事業者と個人情報の取り扱いが適切に行われるよう契約を結んだ上で、当該事業者に対して、提出された個人情報の全部または、一部を提供します。
- (8) 健康な学生生活を過ごせるよう、入学者全員について健康診断を実施します。健康診断の結果、結核予防法等に従い病状により出席停止等の措置を行うことがあります。
- (9) 試験会場内には自動車・バイクの駐車場はありませんので、公共交通機関を利用願います。

2019 年 6 月

【問い合わせ先】 大阪大学大学院高等司法研究科教務係 (豊中総合学館 1 階)

〒560-0043 大阪府豊中市待兼山町 1 番 6 号

TEL (06) 6850-6948 (直通)

電子メールアドレス kousikyoumu@lawschool.osaka-u.ac.jp

高等司法研究科 Web サイト <http://www.lawschool.osaka-u.ac.jp/>

[電 車] 阪急電鉄宝塚線石橋駅下車南東へ徒歩約 20 分

[モノレール] 大阪モノレール柴原駅下車北西へ徒歩約 10 分

窓口時間 9:00-12:00 / 13:00-17:00

(土日祝日ならびに 8 月 13 日(火)、8 月 14 日(水)、8 月 15 日(木)を除く。)

【試験会場案内】

大阪会場

大阪大学豊中キャンパス

〒560-0043 大阪府豊中市待兼山町1番6号



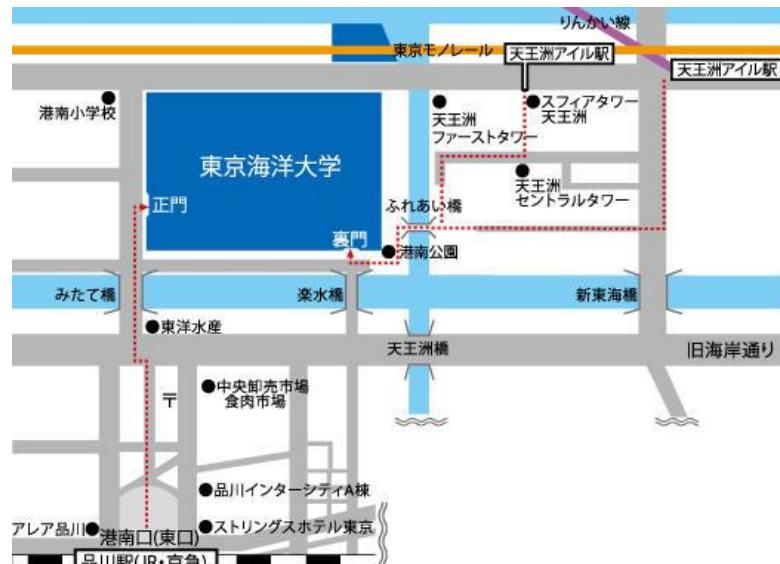
[交通手段]

- ・阪急電車宝塚線石橋駅下車 南東へ徒歩約20分
- ・大阪モノレール柴原駅下車 北西へ徒歩約10分

東京会場

東京海洋大学品川キャンパス

〒108-8477 東京都港区港南4-5-7



[交通手段]

- ・JR線・京浜急行線 品川駅港南口(東口)から徒歩約10分
- ・東京モノレール天王洲アイル駅から「ふれあい橋」を渡り正門まで約15分
- ・りんかい線天王洲アイル駅から「ふれあい橋」を渡り正門まで約20分